

三菱地所株式会社
執行役社長 吉田 淳一 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



意見提出不要通知書

令和4年10月14日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手續を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	(仮称) 山中湖キャンプ場計画
対象事業の種類	レクリエーション施設用地の造成事業
対象事業の規模	事業区域の面積：98,596.00㎡
対象事業の実施に係る区域の位置	山梨県南都留郡山中湖村字三本柏木278番1外16筆及び字諏訪堀300番3外13筆

山梨県観光文化部
世界遺産富士山課
富士山保全企画担当
TEL 055(223)1330